糀谷社労士の人事・労務Ｑ＆Ａ（第４３回）

2020.10

今回のテーマ：男性従業員が育児休業取得で助成金？

Q．男性の従業員に育児休業を取得させると助成金が支給されると聞きましたが、本当でしょうか？また、どのような仕組みでしょうか？

A．ご質問の件ですが、「出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）」のことだと思われます。助成金額は、１人目の男性育児休業取得者が生じると、事業主に５７万円（中小企業の場合）が支給されます。２人目以降の育児休業取得者が生じた場合も、育児休業取得日数により、一定の助成金が支給されます。

主な要件は「男性労働者が子の出生後８週間以内に開始する連続１４日（中小企業は連続５日)以上の育児休業を取得すること」です。（※育児休業期間が５～１４日未満の場合は所定労働日が４日以上、育児休業期間が１４日以上の場合は所定労働日が９日以上含まれていることが必要です。）

特に中小企業の場合は、連続５日の育児休業でよいことから取得のハードルは、低いです。ただし、「所定労働日が４日以上」含まれた育児休業であることに注意が必要です。たとえば、土曜日および日曜日が休日である事業所の場合、火曜日～土曜日、または日曜日～木曜日などの育児休業であることが必要です。育児休業の日が、無給と規定されているなら、当然、欠勤控除が必要であることに注意してください。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

男性従業員が育児休業を取得すると助成金が支給されます！

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

一般社団法人滋賀県トラック協会　労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所　代表　糀谷　博和
〒５２０-２３３１　滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル　２階　2-2号室
ＴＥＬ　０７７－５１８－１９６０
ＦＡＸ　０７７－５８６－７４８１
E-mail　kojitani@ams.odn.ne.jp
HP　http://www.office-kojitani.com/

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

執筆者プロフィール

滋賀県内外約４００社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約８０回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！